

第4回 那珂川市農業委員会会議録

令和4年7月12日、那珂川市農業委員会会長は、令和4年度第4回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

- 第18号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）
- 第19号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
- 第20号 農地法第5条の規定による許可申請について（1件）
- 第21号 農用地利用集積計画の利用権設定について（4件）
- 第22号 非農地証明について（2件）
- 第23号 農地法第3条の規定による許可取消願について（1件）

【報告】

- 第10号 専決処分について 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（2件）
- 第11号 専決処分について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（1件）
- 第12号 専決処分について 農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について（1件）

【その他】

1. 令和4年度 農地パトロール（利用状況調査）について
2. 「農業委員会女性登用推進シンポジウム開催計画」について
3. 「新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」について
4. 人権問題研修会「一人ひとりが大切にされる那珂川市をめざして」

〈農業委員会〉…8人

〈農地利用最適化推進委員〉…4人

〈事務局〉…3人

開会（午前9時30分）

議長

ただいまから、令和4年度第4回農業委員会総会を開会します。本日、推進委員1名の欠席の連絡がありました。那珂川市農業委員会会議規則第13条第2項に基づき、議事録署名人の指名を行ないます。

	<p>6番委員と7番委員を指名します。 審議に入ります。 議案第18号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第18号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。</p>
議長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成により、承認されました。 次に、議案第19号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第19号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。</p>
議長	<p>担当の7番委員の意見ををお願いします。</p>
委員	<p>6月20日に事務局と一緒に現地を確認し、特に問題ないと判断しました。</p>
議長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>賃貸借契約で利用期間が3年間になっていますが、3年経過後はどうなりますか。</p>

事務局	申請書類の中に賃貸借契約書の写しが添付されていて、期間満了後、再度契約の更新を行うとのことでした。
議長	ほかに質疑はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第20号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明願います。
事務局	議案第20号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」 番号1を説明した。
議長	担当の6番委員は意見ををお願いします。
委員	申請地について、今は耕作されておらず、現況は耕作放棄地のような状態。そこへ住宅を建てるということでした。
議長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第21号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」

	番号 1 から番号 4 を事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 2 1 号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号 1 から番号 4 を説明した。
議 長	質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第 2 2 号 「非農地証明について」 番号 1 を事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 2 2 号 「非農地証明について」 番号 1 を説明した。
議 長	担当は、私でしたので報告いたします。6 月 2 1 日に事務局と現地確認を行いました。フェンスが張られ中に入ってみましたが、2 0 年以上農地として利用されていない状況を確認しました。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。

	次に、議案第22号 「非農地証明について」 番号2を事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第22号 「非農地証明について」 番号2を説明した。
議長	担当の4番委員の意見をお願いします。
委員	6月25日に現地を確認しました。現況は資材置場となっており、申請書類に平成13年に締結した賃貸借契約書が添付されていることから、現況と合わせて非農地と判断しました。
議長	この件について、質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、承認されました。 次に、議案第23号 「農地法第3条の規定による許可取消願について」 番号1を事務局から説明願います。
事務局	議案第23号 「農地法第3条の規定による許可取消願について」 番号1を説明した。
議長	この件について、質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成により承認されました。 次に、報告事項です。 報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。</p>
事務局	<p>報告第10号 「専決処分について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」 番号1と番号2</p> <p>報告第11号 「専決処分について 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」 番号1と番号2</p> <p>報告第12号 「専決処分について 農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」 番号1 以上、報告した。</p>
議 長	次に、その他について事務局よりお願いします。
事務局	その他について、連絡事項を説明した。
議 長	本日の審議は終了し、第4回農業委員会は閉会した。
	10時 27分 閉会